

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したものです。

# 資金移動業者の口座への貸金支払について 課題の整理

論点	主な意見
銀行口座との比較	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>銀行口座と全く同じ条件ではなく、その代替措置も含めて、同程度の仕組みを模索することが重要。</u></li> <li>● <u>労働者保護に欠けることがあってはならない。安全性、保全、補償は少なくとも銀行口座と同等でなければならない。</u></li> </ul>
資金保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者の生活の糧たる賃金については、全額が確実に労働者に渡るということが大前提。銀行と業容の目的や資金保全スキームも違う。<u>資金保全については銀行と同等であるということが前提。</u></li> <li>● 資金保全は何よりも重要な論点。昨年3月の投資等WGで、検討中の保証スキームが提示されたが<u>現時点でどのようなものを想定していて、どの程度具体化が見込まれているのか。</u></li> </ul>
不正引出し等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● セキュリティ不備による不正への対応は重要。</li> <li>● 不正利用には「なりすましによるもの」と「振り込まれたあとに不正利用されるもの」の2類型ある。今回、ドコモ問題を踏まえてガイドラインが改正されるとのことだが、後者の不正利用についても対応ができるものなのか。</li> <li>● 今回は資金保全・換金性・本人同意の方法について銀行との比較だったが、<u>不正の場合の補償、セキュリティ等他にも比較する点があるのではないか。</u></li> <li>● 資金移動業者の健全性、安全性に大きな不安がある、リスクは労働者に負わせるべきではない。</li> </ul>
換金性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 換金性について、証券では1円単位での払戻しが要件となっているとのことだが、資金移動業者についてはどうなっているのか。</li> </ul>

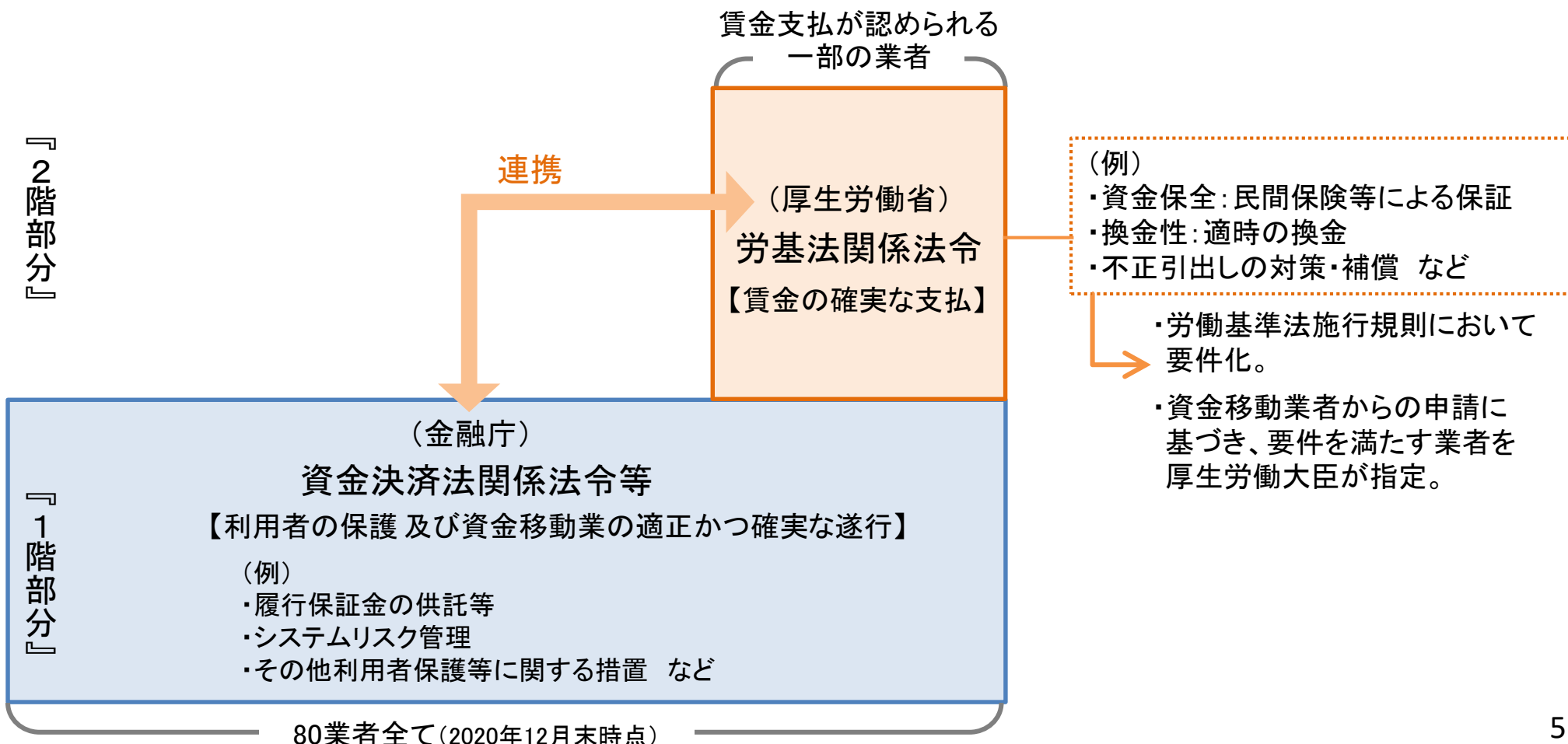
論点	主な意見
<p>制度化のニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公正取引委員会の調査結果や出張等の各種経費が資金移動業者へ既に支払われていることから、<u>必要性は十分あるのではないか。</u></li> <li>● <u>公正取引委員会の調査の回答者の対象はコード決済利用者であること、調査がドコモ口座問題の前に行われたことから、情報の非対称性があるのではないか。</u></li> <li>● アメリカでは銀行口座振込と並行してペイロールカードが利用されているとのことだが、どのような人が、なぜペイロールを使っているのか、どの頻度の振込(月払い、週払い)で使われるのか、副業で使われているのか、一部をペイロールなのか等について教えてほしい。</li> </ul>
<p>導入に当たっての企業実務</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資金移動業者の口座の場合、振込エラーにはどのように対応するのか。</li> <li>● 銀行振込の場合は、<u>金融機関名・口座番号等の情報が必要だが、資金移動業者に送金依頼をするときは何の情報が必要なのか。</u></li> <li>● 銀行振込との違いに関する説明を行う等、<u>本人同意の手続についても重要であり論点として追加してほしい。</u></li> <li>● 労働者の利用機会を広げる意味からも、企業の導入ハードルが下がり、円滑な実務が可能となる仕組みが必要。</li> <li>● 利用者(賃金振込元)になる中小企業からすると80ある資金移動業者のうちどこを選択していいのかというのが分からない。</li> <li>● 「無料～一定」とのことだが、<u>手数料についてのイメージや、使用者として利用すればどのようなメリットがあるか整理してほしい。</u></li> </ul>
<p>労働行政との関係について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資金移動業者に対して、<u>労働行政がどこまで監督指導ができるのか。</u></li> <li>● 本件について、<u>金融庁が管轄する部分に対し、労働条件分科会の議論がきちんと反映されるのか。</u></li> </ul>

論点	主な意見
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>企業が資金移動業者口座に賃金を支払う場合の具体的な資金の流れを示してほしい。またそのプロセスを踏まえ、どこにリスクがあり、どう対策するかを検討してほしい。</u></li> <li>● 議論が再開されるということについては歓迎したいが、制度化に当たって議論に必要な情報の共有がまだできていない。</li> <li>● 資金移動業者の口座への賃金支払について、想定している労働者や、利用する理由、改正資金決済法の仕組み等、不明な点が多いので、説明や議論を尽くしていただきたい。</li> <li>● 定期的な振込自体が滞留規制に抵触するとは思えない。労働者保護の観点から、<u>滞留規制により労基法24条違反を回避するために何ができるか、という視点で検討すべき。</u>論点ごとに労働者保護の観点から建設的な議論を行いたい。</li> <li>● 事務局には本日の意見について文章で示してほしい。</li> </ul>

# 資金移動業者の口座への賃金支払を認める場合に必要な規制のイメージ

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したもの。

- 現行では、資金決済法等に基づき、「利用者の保護及び資金移動業の適正かつ確実な遂行」の観点から、全ての資金移動業者に必要な規制がなされている(『1階部分』)。
- 仮に資金移動業者の口座への賃金支払を認める場合には、『1階部分』に加えて、労働基準法施行規則に基づき、「賃金の確実な支払」を担保するための要件を満たす一部の資金移動業者のみに限定することが必要(『2階部分』)。



# 資金移動業者の口座への賃金支払に関する労働者のニーズと考えられる背景

公正取引委員会「QRコード等を用いたキャッシュレス決済に関する実態調査報告書」(令和2年4月21日)

ノンバンクのコード決済事業者のアカウントに対して賃金の支払が行えるようになった場合、約4割の利用者が、自身が利用するコード決済サービスのアカウントに賃金の一部を振り込むことを検討すると回答しており、一定のニーズがあると考えられる。

(参考)消費者向けアンケート

Q ノンバンクコード決済事業者のアカウントに対して賃金の支払が行われるようになった場合、自身が利用するコード決済のアカウントに賃金の一部を振り込むことを検討するか？

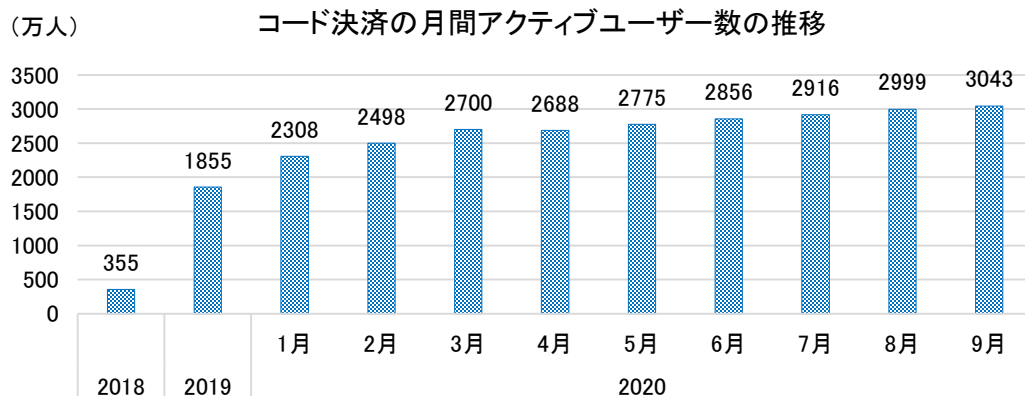
検討する	検討しない	回答数
1,594 (39.9%)	2,406 (60.2%)	4,000

(注)12,450名を対象として、スクリーニング調査を行い、このうち、コード決済を利用している消費者4,000名に対しウェブアンケートの委託調査を実施。実施期間は令和元年12月20日～12月25日。

## 【考えられる背景】

### 1. QRコード等によるキャッシュレス決済が普及していること

⇒ 2020年9月時点の「月間アクティブユーザー数」(月に1回支払ったことがある人の数)の16社の合計は、約3000万人。



(資料出所)一般社団法人キャッシュレス推進協議会  
「コード決済利用動向調査」

- ・2018年・2019年調査(2020年6月23日公表)はコード決済事業者13社から提供されたデータの合計。各社の毎年12月の月間アクティブユーザー数の総計。
- ・2020年1月～2020年9月分は、コード決済事業者16社から提供されたデータを集計。

### 2. 銀行口座から資金移動業者口座へのチャージを行う手間がなくなること

### 3. 銀行口座と資金移動業者口座の間で連携できず、チャージできないケースがあること

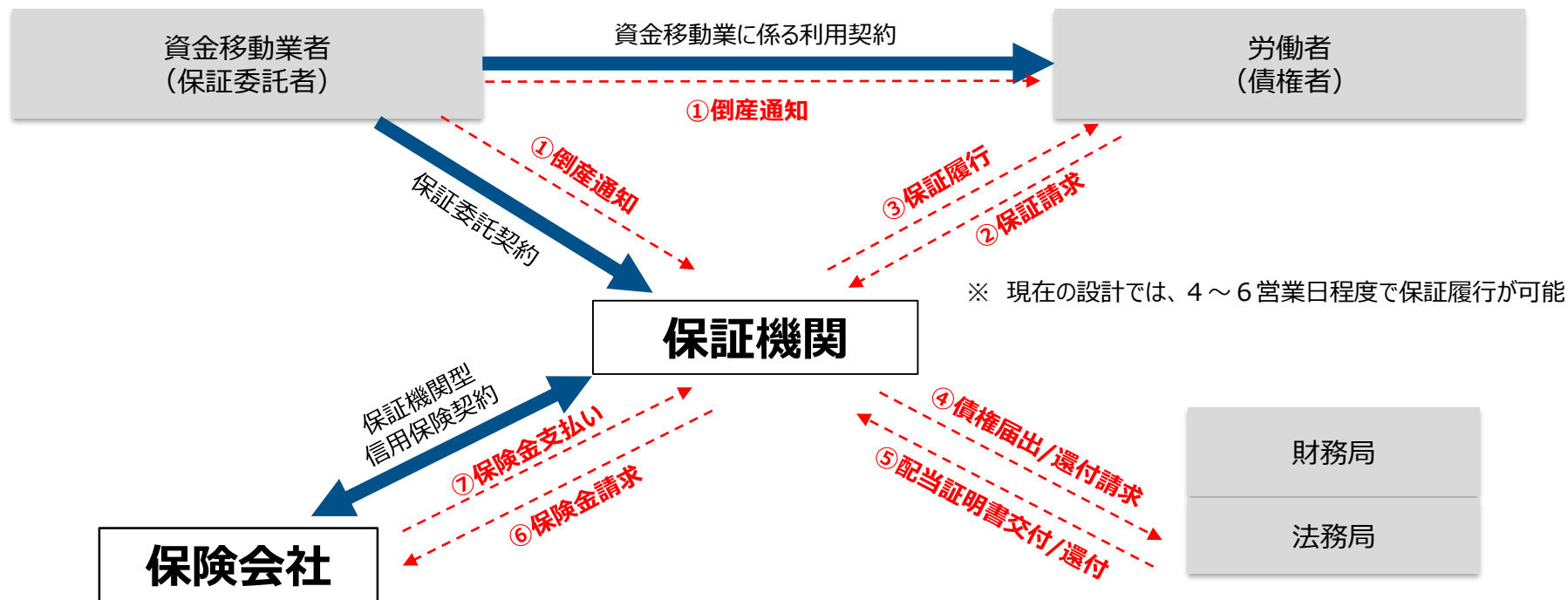
# 資金移動業者が破綻した場合の資金保全のスキームの例

※各委員のご指摘を踏まえ、事務局において、議論の素材として作成したもの。

- 資金移動業者が破綻した場合に、資金移動業者の口座にある賃金について、①十分な額が、②早期に、労働者に支払われる仕組みとして、例えば以下のようなスキームが考えられる。

(検討中のスキームの例)

- 資金移動業者が破綻した場合、保証機関から労働者に対し、破綻時における各労働者の口座残高の一定額（最大100万円）を早期に支払い。
- 保証機関が保証履行することにより、本来労働者が有する権利である供託金請求権が保証機関へ法定代位。保証機関より財務局に対し供託金の還付請求を実施。
- 供託金の不足により、保証機関が履行した保証金額と、代位請求により還付を受けた供託金額の差額が発生し、保証機関が損失を被った場合、保証機関型信用保険契約を締結している保険会社より保険金にて同損失を補償。



(資料出所) 令和2年3月10日規制改革会議投資等WG内閣府提出資料を一部改変

- (注) 上記は1例。当初から一定額(最大100万円)ではなく、銀行から直接給与残高全額を支払うスキーム等も検討中。いずれにしても、労働者に対して、
- ①十分な額(資金決済法改正後の滞留規制に鑑みて、全額または上限を設ける場合は100万円以上(※給与残高が100万円未満の場合には当該額))が、
  - ②早期に(数日以内)に支払われるスキームとなっている。

# 銀行、資金移動業者の比較①

	銀行	資金移動業者
許認可等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 免許制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高額類型：認可制</li> <li>● 現行類型・少額類型：登録制</li> </ul>
資本要件	<p>(最低資本金)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 20億円</li> </ul> <p>(自己資本比率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内業務のみを行う場合：4%※<sup>1</sup></li> <li>● 国際業務を行う場合：8%※<sup>2</sup></li> </ul> <p>※ 基準を下回った場合は金融庁による早期是正措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 資金移動業を適正かつ確実に遂行するための必要な財産的基礎があること</li> </ul> <p>※ 資本金や純資産額にかかる一律の基準は課せられていない。事業内容・方法に応じて必要となる財産的基礎を有するかを個別に審査。</p>
セキュリティ対策	<p>根拠：銀行法及び主要行等向けの総合的な監督指針</p>	<p>根拠：資金決済法及び事務ガイドライン(第三分冊：金融会社関係 14 資金移動業者関係)</p>
	<p>システムリスク(コンピュータの不正利用により利用者や資金移動業者が損失を被るリスク等)における監督の着眼点として</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢システムリスク管理態勢・評価</li> <li>➢情報セキュリティ管理</li> <li>➢サイバーセキュリティ対策</li> </ul> <p>等について同様の記載がなされており、これに基づいて監督指導等が行われる。</p>	

※1 算出式：
$$\frac{\text{自己資本の額（コア資本に係る基礎項目の額－コア資本に係る調整項目の額）}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額}+\text{マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}+\text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$

※2 算出式：
$$\frac{\text{総自己資本の額（Tier 1資本の額+Tier 2資本の額（Tier 2資本に係る基礎項目の額－Tier 2資本に係る調整項目の額））}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額}+\text{マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}+\text{オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額}}$$



## 銀行、資金移動業者の比較②

		銀行	資金移動業者
<b>マネー・ローンダリング対策</b>		<p><b>根拠:</b> 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン、主要行等向けの総合的な監督指針</p>	<p><b>根拠:</b> 犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯収法)、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン、事務ガイドライン(第三分冊: 金融会社関係 14 資金移動業者関係)</p>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 犯収法: 取引時確認等に関する内部管理態勢の構築</li> <li>● マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン:               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 金融機関: マネロン・テロ資金供与リスク管理態勢の整備、マネロン・テロ資金供与対策におけるリスクベース・アプローチの実施(リスクの特定、評価、リスクに見合った対策)等、特に、全ての顧客に対するリスク評価及びリスクに応じた継続的な顧客管理措置、疑わしい取引届出態勢の整備、記録保存等</li> <li>➢ 業界団体や中央機関等: 金融機関等にとって参考とすべき情報や対応事例の共有、態勢構築に関する支援等</li> </ul> </li> <li>● 監督指針、事務ガイドライン               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 犯収法に基づく取引時確認等の措置及びガイドライン記載の措置を的確に行うための監督における着眼点、監督手法・対応(銀行法・資金決済法に基づく報告徴収、業務改善命令、業務停止命令等)について同様の記載。</li> </ul> </li> </ul>	
<b>換金性</b> ※	<b>換金の方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀行窓口での受取</li> <li>● 銀行ATM等での引出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 提携先店舗での受取</li> <li>● 銀行口座に送金後、銀行ATM等での引出し</li> <li>● 提携金融機関のATMでの引出し</li> </ul>
	<b>手数料</b>	無料～一定額	

※ 換金性については代表的なものであり、各機関、各業者によって異なる。

換金(出金)の単位については、個社や換金の方法にもよるが、証券総合口座については、労働基準法施行規則第7条の2第1項第2号ハにおいて賃金の払込みを行う場合、「払戻しが、その申出があった日に、一円単位でできること」を要件としている。

# 銀行、資金移動業者の比較③

	銀行	資金移動業者
個人情報	<p><b>根拠:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護に関する法令</li> <li>・銀行法施行規則</li> <li>・個人情報保護法についての各種ガイドライン</li> <li>・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン</li> <li>・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針</li> <li>・主要行等向けの総合的な監督指針</li> </ul>	<p><b>根拠:</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の保護に関する法令</li> <li>・資金移動業者に関する内閣府令</li> <li>・個人情報保護法についての各種ガイドライン</li> <li>・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン</li> <li>・金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針</li> <li>・事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係 14 資金移動業者関係)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 府省令(銀行については銀行法施行規則、資金移動業者については資金移動業者に関する内閣府令において同様の記載)、個人情報保護法令、各種ガイドラインにおいて             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 個人データの安全管理に係る基本方針等の策定</li> <li>➢ 個人データの安全管理措置に係る実施体制の整備</li> <li>➢ 第三者提供の制限</li> </ul>             等が求められている。           </li> <li>● 監督指針、事務ガイドライン             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 上記に基づく適切な取扱いを確保するための監督における着眼点、監督手法・対応(銀行法・資金決済法に基づく報告徴収、業務改善命令、業務停止命令等)について同様の記載。</li> </ul> </li> </ul> <p>※必要に応じて、個人情報の保護に関する法律における事業所管大臣への権限委任の状況に従い、必要な措置をとる場合がある。</p> <p>※匿名加工情報を作成して第三者に提供するときには、          予めホームページ等で第三者に提供する匿名加工情報に含まれる項目及び匿名加工情報の提供の方法を公表し、          提供先に当該情報が匿名加工情報である旨を明示しなければならない。</p>	

# 銀行、資金移動業者の比較④

		銀行	資金移動業者
破綻した場合の資金保全	根拠	預金保険法	資金決済法
	払戻し・還付額	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀行が破綻した場合、<u>預金保険制度により、一般預金等(利息のつく普通預金や定期預金等)については、1金融機関ごとに預金者1人あたり、元本1000万円までと破綻日までの利息が保護される。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各営業日ごとに、「<u>要履行保証額(未達債務[利用者から受け入れた資金]+還付手続費用)</u>」を把握し、<u>基準期間(1週間)における最高額を、当該基準期間の末日から1週間以内に供託所に供託することにより、資金を保全する義務がある。供託に代えて金融機関との保全契約を締結することも可能<sup>(※1)(※2)</sup>。</u></li> </ul> <p>※1 信託契約の場合、基準期間を毎営業日とし、各営業日における要履行保証額を、翌営業日までに上回るよう、信託財産を拠出。</p> <p>※2 保全方法については、今後施行される予定である改正資金決済法において、改正されている(参考資料参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 資金移動業者が破綻した場合、利用者は、財務局の還付手続により、供託等によって保全されている資産から金額の多寡にかかわらず弁済を受けることができるが、<u>例えば資金移動業者の取扱額が週ごとに大きく変動しているような場合には、業者破綻時に供託額が必ずしも十分でなく、債権額に応じて按分した額しか受け取れない可能性がある。</u></li> </ul>
	払戻し・還付までの期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>準備が整い次第、速やかに払い戻しが可能となるように対応。</u></li> </ul> <p>※ 預金保険制度で保護される預金等の払戻しに要する時間については、破綻金融機関の預金者データの整備状況によって異なるが、金融庁・預金保険機構のパンフレットのQ&amp;Aでは、「<u>例えば金曜日に破綻した場合、翌週月曜日から払い戻せるように努める</u>」とされている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 十分な額が供託されている場合であっても、債権申出のための公示や配当表の確定等の手続のため、<u>供託金の還付に半年程度が必要。</u></li> </ul>

# 銀行、資金移動業者の比較⑤

## 不正払戻しの補償

		銀行				資金移動業者
		盗難カード	偽造カード	盗難通帳	インターネット バンキング	
補償根拠		預金者保護法		全銀協 申し合わせ		各社の利用規約
補償要件		盗難から2年以 内に要通知	—	金融機関への速 やかな通知 (損害発生日から30 日以内)	金融機関への 速やかな通知 (損害発生日から 30日以内)	個社による
対象期間		通知から 30日前以降	—	通知から 30日前以降	通知から 30日前以降	個社による
補償割合	無過失	全額	全額	全額	全額	全額※2
	過失	4分の3	全額	4分の3 ※金融機関による	個別対応※1	個別対応※2
	重大な過失	補償せず	補償せず	補償せず		補償せず※2

※1 インターネットの技術やその世界における犯罪手口は日々高度化しており、そうした中で、各行が提供するサービスは、そのセキュリティ対策を含め一様ではないことから、重過失・過失の類型や、それに応じた補償割合を定型的に策定することは困難である。したがって、補償を行う際には、被害に遭ったお客さまの態様やその状況等を加味して判断する。

※2 資金移動業者の補償割合については、労働基準局賃金課で確認できた代表的なものであり、各業者の利用規約により異なる。

(参考) 日本資金決済業協会において、銀行口座との連携における不正防止に関するガイドラインを制定(2020.12.3)し、資金移動業者が提供する資金移動サービスを銀行口座と連携する場合における補償方針を定めている。また、今後、資金移動業の利用者のアカウントを不正に利用する場合(乗っ取り)の補償等について、今後指針等としてとりまとめる予定。

# これまでの労働条件分科会における意見等を踏まえて考えられる課題

- これまでの労働条件分科会における意見等を踏まえれば、労働者保護の観点から、たとえば以下の点については、少なくとも課題として考えられるのではないか。

## 1. 資金保全

- ・労働者の生活の糧である賃金について、資金移動業者が破綻した場合に、①十分な額が、②早期に、労働者に支払われる仕組みが必要ではないか。

※ 現行の資金決済法の仕組みでは、供託金が還付されるまで、債権申出や配当表確定の手続きに約半年かかる。

## 2. 不正引出し等への対応

- ・セキュリティ不備による不正引出し等への対策や補償の仕組みが必要ではないか。

※ 補償方針については、今後施行される予定である改正資金決済法において、「第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供しなければならない」と規定されている(参考資料参照)

## 3. 換金性

- ・賃金は通貨払いが原則であることを踏まえれば、所定の賃金支払日に換金(出金)できることが必要ではないか。

※ 換金の手数料や換金の単位についても、検討が必要ではないか。

## 4. 労働者の同意

- ・労働者の同意に当たっては、銀行口座等との違いも理解の上で同意できるようにすることが必要ではないか。
- ・破綻時の補償の受取方法等、同意の際の確認事項について、銀行口座等と比べて追加することが必要ではないか。

## 5. その他

- ・厚生労働省が施行することを前提としつつも、資金移動業の業務運営状況等を踏まえ、資金移動業者が賃金支払業務を適正かつ確実に行うことができる体制を有していることを確認できることが必要ではないか。
- ・賃金支払業務の実施状況等を適時に厚生労働大臣に報告できる体制を有することが必要ではないか。
- ・企業の賃金支払事務が、確実かつ円滑に行われるようにすることが必要ではないか。

# 參考資料

# 資金移動業者の口座への賃金支払に係る近時の決定

## 成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)

(2)新たに講ずべき具体的施策

iv)国家戦略特区の推進

②「新たな生活様式」に対応した規制改革の推進

ウ)デジタルマネーによる賃金支払い(資金移動業者への支払い)の解禁

○ 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、2020年度できるだけ早期の制度化を図る。あわせて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネー・ロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

## 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)

(令和2年7月14日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定)

3生活者としての外国人に対する支援

(2)生活サービス環境の改善等

⑤金融・通信サービスの利便性の向上

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。(略)

【具体的施策】

○ 賃金の資金移動業者の口座への支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金移動業者が破綻した場合に十分な額が早期に労働者に支払われる保証制度等のスキームを構築しつつ、労使団体と協議の上、令和2年度できるだけ早期の制度化を図る。その際、併せて、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じたモニタリングを行う。

[内閣府(地方創生)、厚生労働省、金融庁]《施策番号88》

# 賃金の「通貨払の原則」について

## 労働基準法(昭和22年法律第49号)

### 第24条(賃金の支払い)

賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。ただし、法令若しくは労働協約に別段の定めがある場合又は厚生労働省令で定める賃金について確実な支払の方法で厚生労働省令で定めるものによる場合においては、通貨以外のものでも支払い、また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 賃金は、毎月一回以上、一定の期日を定めて支払わなければならない。ただし、臨時に支払われる賃金、賞与その他これに準ずるもので厚生労働省令で定める賃金(第八十九条において「臨時の賃金等」という。)については、この限りでない。

## 労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)

### 第7条の2

使用者は、労働者の同意を得た場合には、賃金の支払について次の方法によることができる。

- 一 当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込み
- 二 当該労働者が指定する金融商品取引業者(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号。以下「金商法」という。)第二条第九項に規定する金融商品取引業者(金商法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限り、金商法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。)をいう。以下この号において同じ。)に対する当該労働者の預り金(次の要件を満たすものに限る。)への払込み

イ～ハ 略

2・3 略



# 資金移動業について①

- 資金移動業者とは、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)に基づき、内閣総理大臣(財務局長に委任)の登録を受けて、銀行その他の金融機関以外の者で、為替取引を業として営む者。(2020年12月末時点: 80事業者)
- 一回当たりの送金額上限は、100万円以下。(政令で規定。)
- ※ 昨年6月に資金決済法が改正され、高額送金を取扱可能な類型を創設するなど3類型に分類(2021年6月までに施行予定)

## 登録の要件

- ①株式会社又外国資金移動業者(国内に営業所を有する外国会社に限る。)であること。
- ②外国資金移動業者にあつては、国内に代表者(国内に住所を有するものに限る。)がいること。
- ③資金移動業を適切かつ確実に遂行するための必要な**財産的基礎**があること。  
※ 資本金や純資産額にかかる一律の基準は課せられていない。事業内容・方法に応じて必要となる財産的基礎を有するかを個別に審査。
- ④資金移動業を適切かつ確実に遂行する体制整備が行われていること。
- ⑤法令を遵守するために必要な体制整備が行われていること。
- ⑥他の資金移動業者と同一又は類似の商号でないこと。
- ⑦法令に規定する行政処分履歴がないこと。(資金決済法等に違反し、罰金刑を処せられ、その刑の執行が終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない、等。)
- ⑧他に行う事業が公益に反していないこと。
- ⑨役員に不適格者がいないこと。

## 事業者への主な規制

### (1) 履行保証金の供託等

- 資金移動業者は、各営業日ごとに、「要履行保証額」を把握し、当該額以上の資産保全を行う必要。  
※ 要履行保証額 = 「各営業日における未達債務の額」+「還付手続きに関する費用の額」(1000万円以下の場合1000万円)
- 資産保全の方法は、供託、金融機関との保全契約、信託会社との信託契約のいずれかの方法による。
- 供託又は保全契約の場合は、基準期間を1週間とし、基準期間内の要履行保証額の最高額以上の額を、当該期間の末日から1週間以内に供託。保全契約の締結により、全部又は一部の代替可。  
※ 保全が図られるまでの期間については、改正資金決済法において短期化されている(参考資料参照)
- 信託契約の場合は、基準期間を毎営業日ごととし、各営業日における要履行保証額を、その翌営業日までに上回るよう、信託財産を拠出。供託、保全契約との代替は不可。

## 事業者への主な規制

### (2)情報の安全管理

- 個人利用者情報について、漏えい、滅失、毀損の防止や目的外利用をしないための措置を講じる必要。

### (3)委託先に対する指導

- 業務を委託した場合は、委託先への指導、委託業務の適正かつ確実な遂行を確保するための措置を講じる必要。

### (4)利用者の保護等に関する措置

- 利用者に対し、あらかじめ、書面交付等により、銀行等が行う為替取引との誤認防止のための説明を行う必要。
- 以下の区分に応じ、利用者との為替取引にかかる契約内容について情報提供する必要。
  - ①為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結しない場合  
→ 標準履行期間、手数料等、苦情・相談に対応場所 等
  - ②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合  
→ ①の事項に加え、為替取引の額の上限、契約期間、中途解約時の取扱 等

### (5)犯罪収益移転防止法における取引時確認

- 資金移動業者は、犯罪収益移転防止法で規定する「特定取引事業者」として、マネーロンダリング・テロ資金供与対策の目的から、特定取引(①10万円を超える送金、②為替取引を継続的又は反復して行うことを内容とする契約を締結)を行うに際し、取引時確認や記録の作成・保存等を行う必要。

## 金融庁・財務局による監督等

- 帳簿書類の作成・保存。(資金移動の取引記録、各営業日、基準日における未達債務、要履行保証額の額等)
- 財務局への報告書の提出。 <資金移動業に関する報告書(年1回)、未達債務の額等に関する報告書(年2回)>
- 報告徴収、立入検査
- 業務改善命令
- 業務停止命令、登録の取消し

# 資金移動業の利用状況等

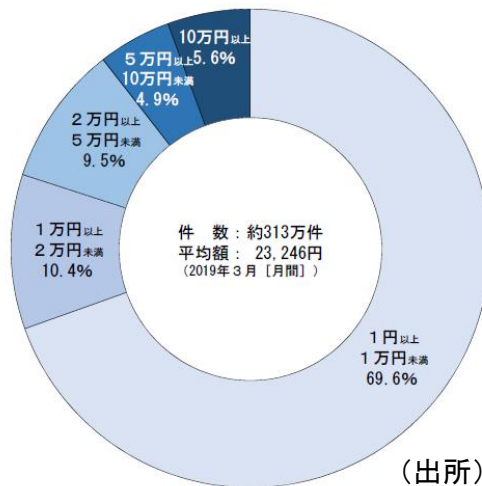
## 年間取扱額及び年間送金件数の推移

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
年間送金件数	26百万件	42百万件	84百万件	126百万件
年間取扱額	5,479億円	7,481億円	10,877億円	13,463億円

(出所)金融庁調べ

## 送金額及び利用者資金残高の分布

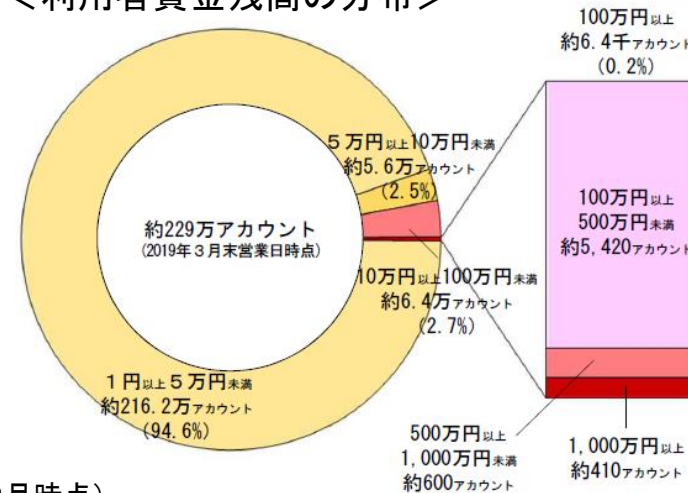
＜送金額の分布＞



(出所)金融庁調べ(2019年3月時点)

(注)金融庁からの係数提供依頼に応じた46事業者分のデータ

＜利用者資金残高の分布＞



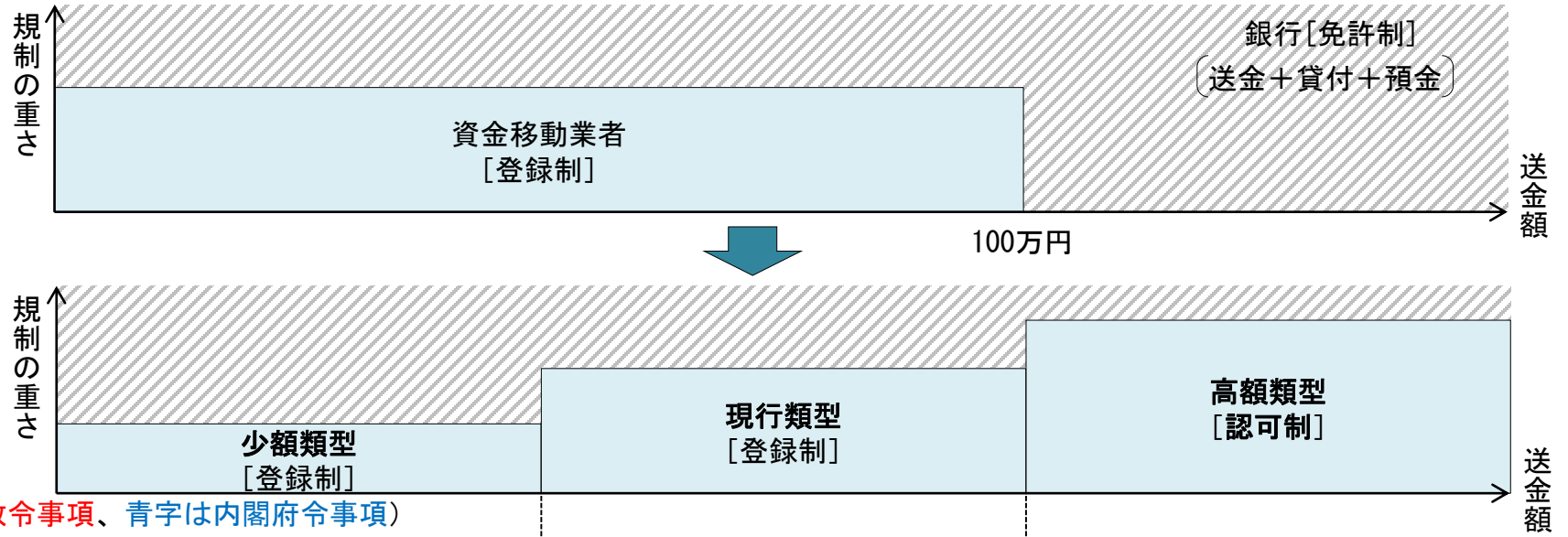
## 金融庁・財務局によるモニタリングの状況

- 資金決済法に基づき、金融庁・財務局がオンサイト・オフサイトによるモニタリングを実施。
- 制度開始以降、資金移動業者に対する行政処分は、業務停止命令が1件、業務改善命令が2件。これまで破たん事例なし。(2020年12月末時点)

(出所)「金融庁の1年(2019事務年度版)」、「行政処分事例集」

## 【法改正のポイント】

- 資金移動業に、現行類型に加え、新たに高額類型と少額類型を設け、送金額に応じた規制を適用。
- 具体的には、類型ごとに、利用者資金の滞留の可否や保全方法に差を設ける。



送金上限額	5万円以下/件	100万円以下/件	上限なし
利用者資金の滞留	滞留可 ただし、受入上限額5万円以下	滞留可 ただし、受入額100万円超の場合、 送金と無関係の資金を滞留させない体制整備	原則滞留不可 送金額/送金日/送金先が明確な場合のみ 資金を受け入れ、ただちに送金
利用者資金の保全方法	右記に代えて預金管理も可	供託/保証/信託で全額保全	
	週に1回以上必要額を算定し、3営業日以内に保全		営業日ごとに必要額を算定し、 2営業日以内に保全
その他	第三者による不正利用が行われた場合の損失補償方針を利用者に情報提供		

※ 資金移動業の利用者のアカウントを不正に利用する場合(乗っ取り)の補償等に係る指針等の策定について、日本資金決済業協会が検討予定

※ 資金移動業者が受け入れる利用者資金は、送金に用いられるものである必要